

松江家庭裁判所委員会（第33回）議事概要

第1 日時

平成28年9月27日（火）午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

松江家庭裁判所大会議室

第3 出席者

（委員長）増田耕兒

（委員）池田知弘，大國羊一，小田川俊明，木村悦子，杉山順一，
高浜澄子，西村昌志，原 市，藤尾智敬，村田英治

（五十音順敬称略）

（説明者）宮崎首席家庭裁判所調査官，津森首席書記官

岸本主任家庭裁判所調査官，細木主任書記官

（事務担当者）岩崎事務局長，廣澤事務局次長

（庶務）草野総務課長，土井総務課課長補佐

第4 テーマ

家事調停について

第5 議事

1 委員異動紹介，自己紹介

2 説明

(1) 家事調停手続について

主任書記官が，家事調停手続の概要について説明を行った。

(2) 家庭裁判所調査官の調停への関与について

主任家庭裁判所調査官が，家庭裁判所調査官の家事調停への関与について説明を行った。

3 模擬手続案内

訟廷係の裁判所書記官が，夫婦関係等調整調停事件に関する模擬の申立手続案内を行った。

4 質疑応答，意見交換

別紙のとおり

5 次回委員会のテーマ

成年後見制度について

6 次回開催日時

平成29年2月22日（水）午後1時30分

(別紙)

質疑応答，意見交換

委員長： 裁判所書記官（以下「書記官」という。）から家事調停事件の概要について、また、家庭裁判所調査官（以下「家裁調査官」という。）から家事調停事件への家裁調査官の関与について御説明しました。その上で、模擬の申立手続案内の様子をご覧いただきましたが、これらについて御質問等はございますか。

A委員： 模擬ということもあってか、説明のスピードが速くて理解しにくかったように思います。私がシングルマザーズフォーラムで多くの方に御意見を伺ったところ、秘匿申出のことや家裁調査官が関与することを皆さんよく知りませんでした。一般人が理解できて、いろいろなポイントをしっかり押さえていけるような説明をしていただきたいと思います。

委員長： ご覧いただいた模擬手続案内は、限られた時間の中で行いましたが、実際の手続案内の際には、説明を繰り返しながら、御理解いただけなかったことは再度説明して、手続の内容を十分に理解していただくこととなります。

B委員： 松江家庭裁判所の離婚調停事件の申立件数の推移を教えてください。それから、調停が成立した効力、養育費や面会交流について取り決めた場合の法的な拘束力について教えてください。

説明者： まず、松江家裁全体と松江家裁本庁における夫婦関係等調整調停事件の申立件数の推移について事件統計データに基づいて御説明します。離婚状態を修復しようとして申し立てる円満調整事件も含めた件数として、夫婦関係等調整調停事件の件数は、松江家裁全体では、平成17年が288件、22年が262件、27年が251件で、約10年間で約13%減少という推移状況です。松江家裁本庁は、平成17年が134件、22年が117件、27年が113件で、これも約10年間で約16%減少という推移状況です。ちなみに全国の数字は、平成17年が5万7818件、22年が5万7362件、27年が4万8773件です。全国的にも約10年間で約16%減少しています。

次に、調停が成立した効力、養育費や面会交流の方法を取り決めた場合の法的な拘束力についてですが、義務者が義務を履行しない場合には、権利者が裁判所に履行勧告手続を申し立てて、裁判所から義務者に対して義務の履行を勧告する制度があります。この申立ての手数料は不要で、電話等で申し出ることができます。しかし、履行勧告手続は、申立手続が簡易である

ものの、裁判所からの勧告に義務者が応じない場合に義務の履行を強制することができず、裁判所から義務者に対する履行の促しにとどまります。

権利者が、義務者に対して、強制的に義務を履行させたい場合には、成立した調停の調書等を債務名義として、地方裁判所に強制執行手続を申し立てて、義務者の財産、例えば給料や預貯金を、強制力をもって差し押さえる手続があります。

C委員：模擬の手続案内のケースは、暴力を受けた妻が夫との離婚を希望するものですが、こういうケースでは相手がなかなか承諾しないのではないかと思います。離婚調停に、相手方の出席を求める強制力はあるのでしょうか。また、申立書等には、離婚調停は相手方の住所を管轄する裁判所に申し立てると書いてありますが、なぜ相手方の住所地を管轄する裁判所で調停手続を進めるのか教えてください。それから、離婚調停を申し立てる場合の経済的な負担についてですが、印紙以外の経済的な負担についても教えてください。

説明者：調停手続では、相手方を強制的に調停期日へ出席させる強制力はありませんが、裁判所から相手方に対して調停期日への出頭を勧告する出頭勧告という手続があります。書記官からの調停期日の通知に対し、相手方から全く反応がなく、出席の意思が分からないといった場合、裁判官から家裁調査官に出頭勧告命令が出され、家裁調査官は、出頭勧告の命令を受けると、相手方と書面や電話で連絡をとり、出席できない事情を聴取しながら、次回調停期日に出席できるよう調整的な働きかけをすることがあります。

次に、相手方の住所地を管轄する裁判所で調停手続を進めることは、法律で定まっています。相手方は、申立人の行う申立てによって手続に関与することになるので、相手方の住所地を管轄する裁判所で手続を行うのが双方の公平の理念に合致するからです。

経済的負担についてですが、調停の申立手数料として1件につき1200円の収入印紙の納付が必要になります。それに加えて、調停期日の通知書等を送付するための費用として、郵便切手を千円程度納めてもらっています。調停が成立して調停調書を郵送するということになれば、更に数千円の郵送費用が必要となることがあります。

D委員：窓口に来られる方は、調停制度をどのようなルートで知られるのでしょうか。調停制度を知らしめるためにどのようなPRが行われているのでしょうか。また、模擬の手続案内の中で、相手に知らせたくない情報は隠してコピーしてくださいといったアドバイスがありましたが、素人的に考えると、隠したいことを意図せず書いてしまい、そのまま書類を提出してしまうことがあると思うのですが、それについては、裁判所の職員から「これは書いても大丈夫ですか。」といったアドバイスはあるのでしょうか。あるいは最初に説明をしてあるので、その後

は自己責任となるのでしょうか。

説明者：どういうルートをとって裁判所に相談に来られたかということは、把握していません。今回の模擬の手續案内のように最初から離婚の調停を申し立てたいという方もいらっしゃれば、そうでない方もいらっしゃいます。裁判所の窓口でお話しさせていただくと、気持ちの整理がついていない方が多くいらっしゃいます。そういった方のお話を聞いて、手續を御案内しながら整理をしていくのが、私たち家庭裁判所の窓口担当者にとって一番大事だと思っています。

相手方に秘匿したい情報の取扱いに関してですが、手續説明においては、自分で情報をマスキングしたものをコピーして提出してくださいとお願いしています。例えば住所についての秘匿の希望があった場合、住所のマスキングをされていない書類が提出されれば、裁判所においてマスキングを行いますし、関係職員全員が秘匿希望の申出がなされていることが分かるように情報共有し、管理しています。

調停制度のPRについては、各家庭裁判所でホームページを作成しています。その中で手續案内もしていますが、電話等での相談もいただいています。

委員長：この関係で、弁護士会として何かありますか。

E委員：弁護士会や弁護士の各事務所に相談の申込みがあると、弁護士としては、まずは調停手續があることを説明し、その上で、調停手續は代理人がなく自身でも申立てができることを説明し、自身で申し立てるという場合には裁判所に申立書式があることや手續案内を裁判所で受けられることを案内しています。

B委員：市役所には、市民生活相談課、男女共同参画課、保健福祉課といった相談窓口がありますが、昨年、相談窓口で離婚の相談を受けたのは、およそ250件ぐらいあったと思います。相談窓口では、家庭裁判所に調停という手續があることは承知しており、調停手續を案内することもあると聞いています。

委員長：裁判所の調停のパンフレットなどは市役所にはあるのですか。

B委員：あると思います。離婚届が提出される時、面会交流や養育費に関するパンフレットを、最近からですがお渡しするようになりました。

F委員：一般市民には、裁判所はあくまでも裁判をする所ということが頭にあり、自分で証拠をそろえて訴えに行く場所というイメージしかなく、調停手続にたどり着くまでの道筋をどこかで案内する必要があるのではないかと思っていました。また、弁護士への相談については、皆さん「お金かかりますよね。」と言われます。先ほど、相談窓口があるということを知りましたが、そういった道筋を教えていただけるよう連携を取っていただけたらいいと思います。裁判所は敷居が高いイメージがあるので、広く市民が入りやすい道筋があるといいと思います。

E委員：弁護士会では、多重債務に関する相談は、無料相談を行っています。法テラスでも、離婚相談については夫又は妻の収入を合算せずに収入や預金を見るなど、より多くの方が利用していただける形態になっています。法テラスなどを利用して経済的に過度な負担がかからない方法を使っていただいて、弁護士への相談を気軽に使っていただけると良いのかなと思います。

A委員：親権者指定や面会交流について家裁調査官が関わるのは何件ぐらいですか。また、子どもがどちらの親につきたいという思いを家裁調査官はどのようにして把握しているのですか。

委員長：調停委員と家裁調査官の連携といったところも併せて説明していただけますか。

説明者：まず、全ての調停事件に家裁調査官が関わっているわけではありません。関わっているケースの多くは未成年の子どもの親権や、面会交流が論点となると予想されるケースです。調停の中で、家裁調査官が専門的知見からアドバイスを行うことで、調停が解決に進むということもありますが、御両親のお話だけでは、お子さんの生活状況や意向が調停委員会として十分把握できない場合があります。そのときには、調停委員会は、当事者の主張を細かく検討し、どちらが適切に監護できるのかという点や、経済状況や監護をする家庭の問題はどうかといった様々な視点で検討し、中立的な立場の家庭裁判所が状況を確認したほうがいいということになると、調停委員会の進行方針として、例えば次回までの間に子どもの監護状況について家裁調査官に調査命令が出されます。また、子どもの意向を確認するケースは、小さいお子さんでは、夫婦間の葛藤の中でどのような心情にあるのだろうかという心情を把握する心情調査や、概ね10歳くらいのお子さんでは、両親の紛争についてどのように理解し、どのような気持ちでいるのかを明らかにする意向調査を行うことがあります。

調査方法としては、家庭訪問をしたり、あるいは家庭裁判所に来ていただいて、1対1の個別面談調査を行っています。現状を子どもがどのように理解して、その中でどういう気持ちで

いるのかというところを検討して、その結果を調停委員会に報告します。もちろん子どもの意向だけで全て決まるものではありません。子どもがどういう心情にあるかということをお伝えして、子どもの福祉、子どもの利益を守るために親としてどうするのが良いかを考えてもらうように調停委員会が働きかけます。

家裁調査官がどの程度の事件数に関わっているかを示す統計数値はないのですが、松江家裁では、昨年、今年と、夫婦関係等調整調停事件の大体3割から4割は、家裁調査官が関与していると思います。

子どもの意思の把握に関しては、家事事件手続法65条に「家庭裁判所は、親子、親権又は未成年後見に関する家事審判その他未成年者である子はその結果により影響を受ける家事審判の手続においては、子の陳述の聴取、家裁調査官による調査その他適切な方法により、子の意思を把握するように努め、審判をするに当たり、子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならない。」と規定されています。同条は同法258条によって家事調停事件にも準用されますので、家庭裁判所は法律的にも子どもの意思を十分把握して、子の福祉に配慮した解決を目指しておりますし、当事者にもそのように働きかけています。

委員長：利用しやすさから見たところの、裁判所の行っている調停の運用の中で改善、工夫すべき点で、御意見があればお願いします。

G委員：住所の秘匿を希望する場合、秘匿情報はしっかりと管理されるということなので大丈夫だと思うのですが、裁判所の書面を見ますと「提出した書類は相手方の申請により、裁判官の判断で閲覧される可能性がある。」などと、申立人にしてみれば不安を与えるような文言が書いてあるのですが、個人の情報を取得した場合は、その目的以外には使いませんなどと情報を出す人に安心を与えるような情報を書いた方が不安を取り除くことになると思いました。

それと、住所をいろいろな文書に書くのは流出のリスクにつながると思いますし、マスキングしてコピーすることは申立人に負担を与えることにもなります。書式についてはもう少し工夫できたらいいと思います。

C委員：私は学校現場で、子どもたちが両親の離婚で心を痛めたり、いろいろ犠牲になっている場面を目にすることがあります。夫婦の間で子どものことを考えて離婚を思いとどまったり、離婚を前向きなことで捉えて検討しているケースもあるのですが、うまくいかないケースも多々あります。家庭裁判所の夫婦関係調整調停の意味は、そもそも離婚を前提にした調停だとは思いますが、調停をする中で離婚を思いとどまるような調整も念頭にあるのかどうか、夫婦がこの家庭裁判所という場で離婚に進まずに、離婚を思いとどまるような調整をすることがで

きるのかどうか、それにふさわしい場なのかをお聞きしたいと思います。

委員長：離婚調停から円満調整への変更もあります。調停委員会が事情を聞いているうちにお互いが心を融和させて、もう一度やり直そうという結論になるケースもありますし、反対に、円満調整を求めているにもかかわらず離婚に至るケースもあります。そこは、柔軟に事情を見ながら調停を進めています。

H委員：養育費が支払えないケース、履行できないケースは多くあると思うのですが、養育費が減額されることがあると聞きました。養育費がないと家計も苦しいし、子どもを育てていくことできないなど、貧困問題がありますので、家庭裁判所は調停をすれば終わりということではなく、子どものために、その先の連携が必要ではないかと思いました。

以 上